

第十回 参議院内閣・外務連合委員会會議録第一号

昭和二十六年五月十八日(金曜日) 午後一時四十七分開会

委員氏名

- 河井 彌八君
楠瀬 常猪君
尾山 三郎君
梅津 錦一君
松平 勇雄君
上條 愛一君
郡 祐一君
横尾 龍君
カニエ邦彦君
楠見 義男君
栗栖 越夫君
大山 郁夫君
竹下 豊次君
林屋龜次郎君

内閣委員

- 委員長 櫻内 辰郎君
理事 徳川 頼貞君
理事 曾祿 益君
理事 杉原 荒太君
理事 加藤シヅエ君
理事 伊達源一郎君
理事 西園寺公一君
理事 團 伊能君
理事 金子 洋文君
理事 野田 俊作君

外務委員

- 委員長 櫻内 辰郎君
理事 徳川 頼貞君
理事 曾祿 益君
理事 杉原 荒太君
理事 加藤シヅエ君
理事 伊達源一郎君
理事 西園寺公一君
理事 團 伊能君
理事 金子 洋文君
理事 野田 俊作君

本日の會議に付した事件
○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

「内閣委員会理事楠瀬常猪君委員長席に着く。」
○委員長代理(楠瀬常猪君) それではこれより内閣、外務連合委員会を開催いたします。

今日はこれから外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府のほうから政務次官草葉隆圓君、外務省政務局長島津久大君が出席しておられますから、先ず政府のほうから法律案の御説明を願いたいと思ます。

○政府委員(草葉隆圓君) 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
今回の改正は、外務省に新たに国際経済局を設置すること、京都連絡調整事務局を廃止いたしますこと、及び地方連絡協議会を廃止するというこの三点が改正の点でございます。

先ず第一に外務省に新たに国際経済局を設置することについて説明申し上げます。御承知の通り日本政府在外事務所はすでに十七カ所に開設されており、これらのほか、目下ラングーン、リマ、メキシコ、ワシントン、オタワ、ロンドン、ジャカルタ、スラバヤ等の開設が進捗中でありまして、リマ以下七カ所につきましては、今国会に日本政府在外事務所設置法の一部改正案を提出いたしておる次第でございます。更に引続きその他の国におきましても、在外事務所を開設し得ることとなる見込でございます。従つてこれに対応する外務省の経済関係事務はま

す、増大いたしましたして、複雑化して来る状態にあるのでございます。一方平和条約成立後の通商航海条約の締結なり、国際経済機構及び条約への加入等のための諸準備をなす必要性も増大して参つておる次第でございます。これらの事態に対処いたしますために、本改正案は、本省に国際経済局を設置しようとするものでござい

ます。新設されます国際経済局の所掌事務は、現在政務局の所掌事務とされておりますものの中から、経済関係のものを独立して、新たに一局として、とするものでありまして、従つて、従来の外務省の権限に変更を加えるものではなく、又他省の権限等の関係において問題を生ずることもないのでござい

ます。なお国際経済局の定員につきましては、予算その他の関係上、当分の間従来の外務省の定員内でこれに充當することとし、今回の改正の第二点であります京都連絡調整事務局の廃止による剩員及び他部局からの人員の移し替え等によりまして、その事務に支障を招くことのないようにいたす覚悟でございます。

次に第二に、京都連絡調整事務局の廃止について御説明申し上げます。現在十二カ所に連絡調整事務局が設置されておりますが、その中で、京都連絡調整事務局は、従来主として現地部隊との連絡事務の処理に當つて参つたのでござい

ます。引継ぐことにしようとするものであります。最後に、第三に、地方連絡協議会の廃止についてでございますが、これは本年三月二十七の閣議決定、審議会等の整理に関する件に基きまして、行政機構の簡素化と経費の節約を図り、また、地方連絡協議会を廃止せんとするものでござい

ます。なお附則におきまして、行政機関職員定員法を改正して、外務省本省に八十人の定員増を規定しておるのであります。これは近い将来新設を予想されております在外事務所の派遣要員に當てるものでござい

ます。以上がこの法律案を提案いたしました理由及びその趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上速かに御採決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長代理(楠瀬常猪君) それでは御質疑を願います。

○曾祿益君 若干御質問申し上げたいのですが、この国際経済局の設置に當つて、先ず他省との権限の関係において問題を生ずるようなことはないか、ふうにおつしやつておりましたが、誠にそうでなければならぬと思つたので、現実の問題といたしまして、通商産業省の通商局との関係は一体どういふふう

に事務分担をされる考へであるか、これらの点についてちよつと伺いたいと存じます。

○政府委員(島津久大君) 只今のところ通産省の通商局と、外務省にござい

ます。係にあるのでございまして、その関係は国際経済局の設置によつても変りない次第でございます。ただ外務省の経済関係の機構を先ほど政務次官から説明いたしましたように、通商航海条約その他国際経済機構乃至は経済関係の条約の将来の準備ということ、非常に多数に上る在外事務所との仕事、そういうことを従来よりも一層の力を以てやつて参りたいという趣旨でございます。新たに権限を加えるとか乃至は通商産業省に調整をするということとは考慮いたしておりません。

○曾祿益君 本質的には通商産業省ができて以来、同省と従来の外務省の政務局第一課、第二課等が扱つた事務の関係係をそのまま続けるのだという御説明ですが、それはその通りだと思ふのでありますが、実際問題としてこれから予想される事態は、日本と外国との通商或いは経済協定関係等が今までと違ひまして、もつと日本に自主的に任せられて行く部面が増えるわけですから、従つて仕事も日本政府全体として多くなるわけ、そうなつて参りますと、やはり更に又講和後の事態等を見通した上でこの今回の機構の改正を考へますと、やはり根本的にこの外務省のつまりこの通商航海条約的な面と、内容的の外国との経済一般に関する協定との実質面との観点において、大きくやはり外務省と通産省との関係を相当はつきりしておくことが、ただ円滑に提携しておるといふのでなくして、これから両方に跨がる事項が多い

のですから、従つて大筋においてはそういうことを明らかにしておくことが、過去においてやまもすれば起つた権限争いとか或いは外交の二元化というところを起さないために必要だと思つてから、その点を更にくどいようですが、十分に話合つておるのかどうか、少くとも外務当局の見解をここで親切にお話し願ひたい。

○政府委員(草葉隆國君) 御尤もな御質問だと存じます。殊に外務省等の内容を十分御承知の會稱委員からの御質問でございます。この通商産業省関係の仕事と外務省関係の仕事におきましていろいろ、関連し、或いは仕事によりましてその分野がはつきりできないようなことも将来あり得ると存じますから、御心配の御質問となつて来ると存じます。現在この国際経済局を設置しようといはします考えは、講和後のことはいずれ又講和後に十分検討をして来なければならんと存じますが、それまでにその準備におきましても在外務省所がだん／＼殖えて参ります。それから通商航海条約等の締結の準備等が相当これは大きくなつて参ります。又国際経済機構なり条約の加入の問題というやうな問題がありますので、どうしても現在の政務局の機構では行かないので、これを独立の局として進み、更に講和後はお話のように通商産業省の關係と外務省の關係において更に検討をなさるべき問題も残つて来ると存じます。一応この講和前の態勢を整えるという、こういう点からやつておるのであります。

○會補益君 大体この国際条約或いは国際経済機関との連絡協力、それから出先を持つておる關係もありませんか。

ら、国際経済事情の調査等のことは、少くとも講和後のことは別として、現状においても外務省の所管であると思つておるが、やはりこの実態の問題が通産省との間に必ずそれは問題があると思つておるから、大きく講和後のこともお考えになつて、一つそれらの点を十分に御注意の上にお話にして頂きたいというのを申上げておきます。その質問はその程度にいたしますが、そこで續けて第一課と第二課とのことですが、ちよつとこれを拝見しますと、御説明はなかつたのですが、大体表で分課規程といふことが、分れると思つておるが、第一課と第二課は主として事項別に分けておる、第三課と第四課は主として地域別に分けておる、こういう講想だと思つておるが、そこで第一課と第二課のやつておるのを見れば、第一課のほうには通商航海条約、その他通商経済上の協定ということが書いてある。第二課のほうには関税協定とある。なぜ第二課には関税協定だけを置いて、ほかの通商航海条約、その他通商経済上の協定だけが第一課に行つておるのか、この分けかたはどうか、理由なのか、説明して頂きたいと思つておる。

○政府委員(島津久大君) この課の分けかたは、実は最終的に決定したものでないのではありませんが、大体の考えかたをここに掲げたのであります。御質問の点は第二課のほうの関税協定と申しますのは、御承知のいわけのガツトと申しまして、頗る大きな資料の關係がある機構であります。例へばこれを國會に提出するようなことがあるといはしますと、二千頁ぐらゐに亘るやうな条約の内容があるわけですから、

ういふやうな大きな条約の翻訳できないういふ大変な手数がかかる、従ひまして一課のほうの一般的な、何と申しますか、通商航海条約その他の所掌事務の中に含めるには余りにも量的に多いといふことから第二課のほうに一応廻して考えております。

○會補益君 そうすると大体御説明によつて通商航海条約その他の通商経済上の協定の事項は原則として第一課でやるのだけれども、関税協定、ここに書いてあることは一種の、何か、ここにガツトとか書いてある關係を持つておる、一種の國際經濟機関との協力の内容を持つておる、而も事務が非常に大きくなつたために特に分けたものである、大体そういうことではないですか。

○政府委員(島津久大君) 大体只今御指摘のやうな意味でございまして、只今私が申上げましたガツト自体の事務のほかに、ガツト加入が早急に実現しないといふやうなことになるやうな、關係の国との間にそれ／＼、関税協定の交渉をするといふ必要も出て来るわけでありまして、併せてその点も研究をいたしたいといふつもりでございまして。

○會補益君 それから國際經濟局のほうはその程度にいたしまして、この連絡調整局系統のことなんです。京都の連絡調整事務局を廃止されるというのにはわかりませんが、この際、各地方にいわけのプロジェクトにできておる連絡調整事務局の仕事というのはいくら程度現在あるのか。それは占領軍の現在の日本政府に対する権限移譲の度合、近き将来に予想される事態を考へて、その際京都以外の土地についてもどの程度にこれを維持する価値があるのか。

か。これらの点について、これはもう一般的な情勢の及ぼす見通しの御説明をお願いしたいと思つておる。

○政府委員(島津久大君) 今回の改正につきましても、京都事務局の廃止といふことだけにとどまつておるのでございまして、只今御意見がございまして、占領軍の民政に關する機構といふやうなものが或いは地方によつては廃止されるか、乃至は縮小されるか、この聞き及んでおるの点でございます。併しなからこの点は私どもも正確なところ知らされておるにございまして、この際明確な見通しを立てていくのにはございまして、いづれにしても、順次民政關係の機構は縮小の方向にあるといふことは事実だと思つておる。又一方地方にありまして軍隊、米軍占領軍關係の軍隊の機關との連絡といふやうなものは、こご當分維持するのではないかと、若しそういう際連絡調整事務局の地方の存廃といふやうなことになるやうな、それらの点民政の機構の縮小乃至は改廢する方向といふものと、軍隊の諸機關の廢止の状況といふものは併せて考へなくちやならんといふやうに考へておる。只今のところどこ／＼がどういふふうになるやうなところまで申上げる段階に至つておらんのでございまして、十分この点を研究を進めて参りたいと存じます。

○會補益君 民政關係のものではなく、つても軍隊は残るといふことの見地から言つて、これは非常に可能性の多いことだと思つておるが、講和後においても、ところによつては連合軍或いは米

軍といふものが残るといふ一つの可能性は我々は頭に置いておかなければならん。そういう場合に外務省のお考えでは、その軍隊との連絡をやるやうな若し國家機關を置くすれば、それは外務省がやる、或いはそういうふうな國家機關を置く必要があると現状において考へておられるかどうか。その点伺ひ得ますならば伺ひたいと思つておる。

○政府委員(草葉隆國君) これはいろいろな將來の問題が起つて来ると存じます。或いは今日午前にも総理が御答弁申上げましたやうに、米軍の駐留といふやうな事態が生じます場合においても、これも具體的な取扱い、或いは連絡折衝といふ問題につきまして、そういう具體的な問題が起つて来ると存じます。そこまでは実は外務省と申しましても、具體的に検討しておるわけではございませぬ。従つて差當つては連絡調整事務局は従来の民政局なり、或いは米軍關係の軍隊の連絡に當つて行く、こういう方法でやつて来ておる。

○會補益君 そうすると將來のことではなかつて、現在においても民政事務はかなり減つておるし、今後減つて行くといふやうな見通しなんです。いづれ／＼の軍隊の關係の事務があるから、暫くはやはりプロジェクト単位ぐらゐに置いておく必要があるのじやないかといふやうな見通しですか。

○政府委員(草葉隆國君) 大体御質問のやうな意味に解しております。

○會補益君 最後にもう一つ、今度の八十名の本省員の増ですが、これは在外務省の派遣要員に當てるつもりで、大体多少は賸だめにとつておる。

れるのですか、この八十名の大体の今の現状における配分される計画といひますか、一方所にどのくらいか、何かそういう構想があるのですか。

○政府委員(島津久大君) 従来海外に出ておられます委員は六十四名でございます。それが今後でございますところの予想の数字を合せまして百五名ということになっております。大体この各所の人員は、当初在外事務所をアメリカの各地に設置いたしました当時、大体四名の構成になつておつたわけですが、ただ場所によりましては三名乃至二名というふうな小さな規模で作つたところもございます。併しその後ニューヨークあたりは四名を六名に増員いたしました。又今度でございますワシントン十四名を予定しております。ロンドン、オタワあたりもそれぞれ六名ずつを予定いたしております。その他の場所は大体四名乃至三名であります。

〔委員長代理 榎浦常務君退席、委員長 河井弥八君着席〕

なお今後非常に事務の忙しいパリーでありますとか、或いはニューデリーでありますとかいふ、そういうような個所も多少増員を要しやしないかと思つております。

○會務委員 そうですね。この四十一名くらいあれば足りると、こういうわけですね。

○政府委員(島津久大君) そのほか今国会で在外事務所を設置を御承認願いたいというところは七カ所ございまして、それ以後お本年度中に十数カ所が新設が可能ではないかという予想をいたしておるのであります。それらも勘案いたしまして約八十名是非必要であらうということでありませぬ。

○會務委員 そうですね。百五名と言われたのは、今度国会に上程しておる、この間外務委員会として審議したあつたあつたの程度でございます。

○政府委員(島津久大君) 御意見の通りです。それ以後そのほか今年度中に十七カ所できはしないかということになります。

○會務委員 結構です。

○補見委員 専門家の會務君から御質疑が今あつたのですか、私は内閣委員の立場から二、三お伺いして見たいと思つております。それは各行政機構について現在簡素化の方向に向つておることに、外務省で新たに一つの局を設けられるについては、先ほど来お話のあつたように、現在の国際情勢に即応してそれだけ事務分量が増大したという理由もよくわかるのですが、同時に先ほど會務君からも御質疑があり、又政務次官からも御答弁がありましたように、講和条約締結後の新しい情勢に即応して再検討を要するやうな場合も予想されるやうなお話もあつたのであります。そういういたしますと、それらのことも予想され、又講和条約の締結後作るといふやうなことであれば、機構の改革についてはむしろそれまでに延期をして、必要な人間の数が、事務的に事務分量の観点から必要であるとするれば、その当面必要な人間だけの増員にとどめるとか、そういうやうなことをおやりになつたほうが將來のためにいいのじやないかというふうにも思つたのであります。特に局を設ける理由についてお伺いしたいと思つております。

○政府委員(島津久大君) これは御質問御尤も存じます。でございますならば

もうすでに十分講和を見込んで、又講和の内容等との関係から、これに即応するように現在でも機構の改革をいたしまして、御審議を願うというのが或いは本筋かも知れんと存じますが、この点はもう少し講和の進捗を見まして、そういうこれに關するいろいろな関係協定等も考え合せた、もう少し明瞭になつてからのほうが、これは全体の各省関係もあると存じますから、外務省だけの問題ではないと存じますから、そういうふうな見当はつきりいたしましてから各省関係並に外務省関係もその内容に即応した機構改革が妥当ではなからうか、差當つて増員等をいたしますのは、本當はもう現在のままで局を設けるという程度にいたしまして、増員は全く在外事務所の要員だけを一応増員いたしまして、従つてこれらの事務の増加とその他の国際機構等の関係の準備という点につきましても、国際経済局というものを、現在の政務局の一課、二課というやうなものと同分離して、どうしても責任のある局として仕事を進めて参りますことが大変必要だということを痛感いたしましたため一応取りあへずこの機構改正をいたした、こういう次第でございます。この点御了承を願いたいと思つております。

○補見委員 私のお伺いします趣旨は、今政務次官が最初に御答弁になつたやうな意味で局を新たに設けるといふやうな機構の改革についてはもう少し先におやりになつて、事務分量が多いというところであれば、単にその最小限度必要な人員だけの増員にとどめられるかどうかということをお伺いする意

味は、私はまあ素人ですからよくわからないのですが、外務省の設置法を拜見しますと、例えば政務局からこういふ通商航海条約その他通商経済上の協定とか或いは経済事情の調査とか、そういうやうなものを取ると、あとは外国に關する政務を処理するということと文化交流、国際文化機關への協力、こういうやうなことが中心のようになっておるわけですね。それから一方この規定を見ますと、条約その他の国際約束の締結に關すること、こういうこととで、一般的の条約はこの条約局において処理する。それから又九条の調査局の規定を見ますと、その二号に、各国の政治、経済及び外交に關する調査研究、従つて経済関係の調査、研究というものは調査局でも行うことになつていふ。従つてこういうものは一見、素人ですから素人らしい見方をすれば、素人も知れませんが、この外務省の設置法を見ると、同じことがあちらこちらで各局に跨がつてやるやうに見えておるのです。従つて新しい局を設けるよりも、むしろ現在のやうな点をこの機会に整理せられると同時に、新らしい局なんかを設けずに、人員が若し必要ならば、その人員だけ、而もその人員も今の御説明で見れば、地方連絡、京都の事務所ですか、事務所のあつた職員をこつちのほうに廻すということであれば、いつそのことごとくした機構改革というものは、この際は我慢ができるのじやないかと、こういうふうにも思ふのですが、その点は如何なんでしょうか。

○政府委員(島津久大君) 只今最初の点の規模の問題でございますが、これはまあ御了解を得たと思つております。

が、念のため申し上げますと、外務本省の定員は増減をいたしていいのでございませぬ。この経済局を作り出すために他局課の人員を削いで参りました。そうしまして新しい局を編成するといふ方針で進んでおるのであります。なお又各局、関係の局の間に重複があるのではないかと御質問でございます。経済をやつておられますのは、その関係の国の一般経済の調査を行なつておるのでございませぬけれども、経済局のほうで取扱いますといふと、これはもう具体的な市場の調査とか、或いは輸出入の実情とかいふやうな、現実の経済問題というのには主眼が置かれて参る。併し成るべくこの御指摘の点は私ども考慮をいたしておりました。人員の振替をその他に際しまして、例えば調査局で経済をやつておる者を新設の国際経済局のほうに廻すとか、何とかそういうやうなことを考へて行きたいと思つております。なお条約局と新設の国際経済局との間に重複がありはしないかという御意見のようでございますが、この点は、御承知のやうに講和条約の準備、それからあらゆる種類の条約の準備がございませぬので、これはこの設置法の中には現われて参りませぬが、外務省内部において又他局から人を融通して参りました条約局の増員をいたしたいということも考慮いたしておられます。経済局で扱います条約に關しましては、これは専ら経済関係の条約が内容をなすのでございませぬ。これらの経済関係の条約につきましては、形式的な或いは原則的な、何と申しますか、法的な側面は条約局でも扱わなければならぬ事情

でございます。

○委員長(河井彌八君) 外務委員の諸君におかれましては、お連合委員会続行の必要がございますればいたしますが、大体これよろしいですか。

○會務益君 結構です。

○委員長(河井彌八君) それでは外務委員諸君の側の御質疑はこれで終了したものと認めまして、連合委員会はこれにてやめいたします。

午後二時二十五分散会

出席者は左の通り

内閣委員

委員長

理事

委員

外務委員

委員長

理事

委員

政府委員

外務政務次官

外務省政務局長

事務局側

常任委員会

専門員

常任委員会

専門員

常任委員会

専門員

常任委員会

専門員

河井 彌八君

楠瀬 常猪君

尾山 三郎君

郡 祐一君

松平 勇雄君

楠見 義男君

林屋龜次郎君

櫻内 辰郎君

曾祢 益君

團 伊能君

金子 洋文君

伊達源一郎君

草葉 隆圓君

島津 久大君

杉田正三郎君

藤田 友作君

坂西 志保君

久保田貫一郎君

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所